

平成27年4月吉日

工事請負業者等 各位

ひたちなか市水道事業所 総務課
工務課

建設工事等の入札に係る制度改正等について（通知）

このことについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」といいます。）の改正により、また、配水管布設（替）工事の発注区分を「管工事」から「水道施設工事」に変更することに伴い、下記のとおり制度改正を行いますので、ご留意願います。

記

(1) 入札時の工事費等内訳書の提出について

入契法の改正により平成27年4月1日から、建設工事事業者等にあつては入札時における工事費等内訳書（以下「入札内訳書」という。）の提出が義務化となり、国県市町村等にあつては提出された入札内訳書の確認する責務が課されました。

この改正により、水道事業所においても、ひたちなか市の例（詳細は、ひたちなか市管財課のホームページをご確認ください。）に準じて入札内訳書の確認を行います。

入札内訳書の提出及び確認の対象となるものは、設計額が130万円超を超える工事又は施設修繕の競争入札（一般・指名）であつて、随意契約によるものは含みません。

入札内訳書の添付がない場合、入札内訳書の金額と入札金額が一致しない場合、入札内訳書の工事名が確認できない場合などは、当該入札が無効となりますのでご注意ください。

なお、入札内訳書に記載する内容・項目は案件ごとに異なる場合がありますが、水道事業所における標準的な入札内訳書の内容・項目は、水道事業所の入札契約情報のホームページからダウンロードしてご確認ください。

(2) 配水管布設（替）工事における配管技能者の配置要件について

水道事業所が発注する配水管布設（替）工事の仕様書として準用する「茨城県土木部企業局土木工事共通仕様書」において、平成26年4月1日から第12編上水道・工業用水道編（12-3-6-5）の配管技能者の配置要件が改正されました。

水道事業所では配管技能者の資格要件が基準化されたことに鑑み、より適切な工事の品質を確保すべく、水道事業所が発注する配水管布設（替）工事において、当該工事に必要と認められる配管技能者の配置要件に関する基準等（詳細は、水道事業所の入札契約情報のホームページからダウンロードしてご確認ください。）を設けましたので、お知らせいたします。

配管技能者に関する基準等は、平成27年6月1日以降発注する水道事業所が発注する配水管布設（替）工事において適用します。

参考資料 ひたちなか市水道事業配管技能者の配置要件に関する基準の抜粋

（配管技能者の配置基準）

第4条 配管技能者の配置基準は、発注する工事の内容に応じて、次の表に基づき入札公告で配管技能者の資資格要件を選択する。

工事内容 (例)	配管技能者の資格	登録等の区分
一般継手管 (K 形管) の配水管布設 (替) 工事	公益社団法人日本水道協会の配水管技能登録者	「一般登録」又は「一般継手」
	一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を有する者	「一般管」
500mm 未満の耐震継手管 (NS 形管, GX 形管等) の配水管布設 (替) 工事	公益社団法人日本水道協会の配水管技能登録者	「耐震登録」又は「耐震継手」
	一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を有する者	「耐小」(耐震管 φ450 以下)
500mm 以上の耐震継手管 (NS 形管, S 形管等) の配水管布設 (替) 工事	公益社団法人日本水道協会の配水管技能登録者	「耐震登録」又は「大口径」
	一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を有する者	「耐大」(耐震管 φ500 以上)

※配管技能者は、工事の受注者と直接的かつ継続的に3月以上の雇用関係にある者に限る。

(3) 一般競争入札に係る参加資格の事後審査制度の導入について

現在、水道事業所における**一般競争入札**参加資格の申請に係る受付及び審査は、事前審査制度でのみ行っておりますが、**平成27年度からは事後審査制度を導入**します。制度の概要については次のとおりです。

事前審査制度	事後審査制度
(1) 入札公告で指定する期間内に次の書類を提出 ア 一般競争入札参加資格申請書 イ 主任(監理)・管理技術者配置予定調書 ウ 施工等実績調書 (2) 入札前に申請書等を審査し、その結果を通知し、入札参加資格がある者だけで入札を行う。 (3) 最低価格提示者＝落札候補者＝落札者	(1) 入札公告で指定する期間内に次の書類を提出 ア 一般競争入札参加資格申請書 (2) 上記申請書を提出した者に入札参加資格があるとみなし、入札を行う。 (3) 最低価格を提示した者を落札候補者とし、開札後に当該落札者候補者の参加資格を確認し、入札参加資格に支障がなければ落札者とする制度 (4) 落札候補者に入札参加資格がないときは、次点にあるものを新落札候補者とし、事後審査を行う。

今後の配水管布設(替)工事に係る**一般競争入札は**、事業者と水道事業所と双方の事務効率化を目的として、**事後審査制度を主体として執行**いたします。

事後審査制度においては、配水管布設工事等の入札公告の入札参加要件を備え、かつ、一般競争入札の参加を希望される方には、**入札公告の指定期間内に一般競争入札参加資格申請書のみを提出**いただき、受付後、当該入札公告で定める日に入札を執行し、開札後、**落札候補者のみ入札参加資格を確認**します。

ただし、工事の内容その他必要な事由に応じて、事前審査制度により一般競争入札参加資格の申請に係る受付及び審査を行いますので、入札公告ごとにご確認ください。